

『三豊市新総合計画』策定方針

平成 19 年 6 月

三豊市政策部企画課

1 計画の名称

計画の名称は「三豊市新総合計画」とします。

2 計画策定の趣旨

(1)目的

本市は、7町による新設合併という自治体の基本的な枠組みの変化に加えて、少子高齢化の進行や環境の保護・保全の問題、防犯・防災に対する市民意識の高揚等多様化する市民・地域ニーズへの対応など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面しています。

これらの課題に的確に対処するため、行政と市民・企業・各種団体等が目標を共有し、あわせて本市に合った地域内分権の推進によって「地域力」「住民力」の強化発展を図ることを目的とする「三豊市新総合計画」を策定します。なおこの計画については、市民全員と共有する本市の最上位のまちづくり設計書として位置づけます。

(2)法の規定

この計画は地方自治法第2条第4項(市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、それに即して行うようにしなければならない。)の規定に基づき策定するものです。なお三豊合併協議会が新市における「まちづくり」全般のマスタープランとして策定した新市建設計画は、最大限に尊重されなければならないという認識の下にこの計画の中で包括されたことといたします。

(3)策定期間

この計画の策定期間は、平成19年度から平成20年度の2ヵ年とし、三豊市議会平成20年第3回定例会に基本構想(案)を上程いたします。については、三豊市平成21年度予算編成から反映させることといたします。

3 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1)基本構想

基本構想は、まちづくりの基本理念とこれにより実現を目指す三豊市の将来像を定め、市政運営の基本方針を示すものです。行政改革大綱及び中期財政計画との整合を図り、平成21年度を初年度とした平成30年度までの10年間の計画とします。

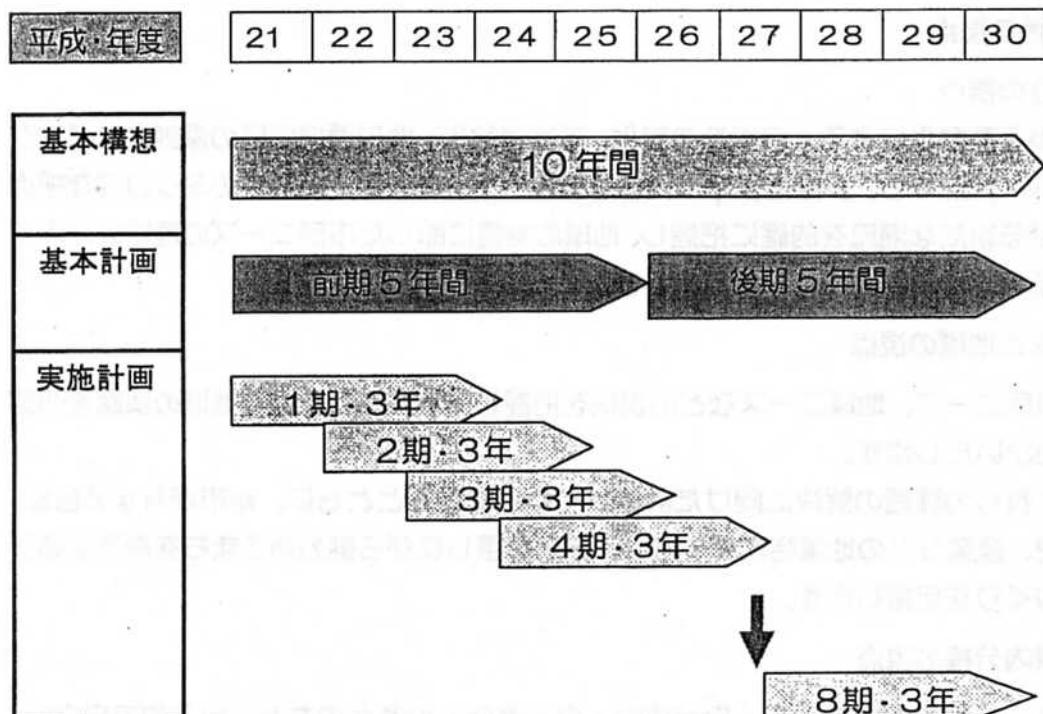
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、各分野で取り組むべき施策の体系を明らかにするものです。前期計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間の計画とし、後期計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策の方向に従って、具体的な事務事業の内容を明らかにするものです。3年計画のローリング方式として毎年度見直しを行い、各年度の予算編成の指針とします。

● 各計画の期間



3 計画の位置づけと性格

(1) 三豊市経営の最高方針

本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画で、市の各種計画や施策の基本となるものであるとともに、市民に対してまちづくりの目標とその実現方法を示すものです。

(2)市民のまちづくり活動の指針

市民・企業・各種団体などが、新市のまちづくりの目標を共有し、それぞれの役割と創意工夫によって目標の実現を図るためのまちの経営ビジョンを示します。

また、市民と行政が一体となったまちづくりが求められる中、市民のまちづくりへの参画方法や活動方法を明らかにするとともに、支援方法についても明確に示します。

(3)国・県などの諸計画との整合性を図る計画

まちづくりをスムーズに進めるため、本市の主体性、独自性を示し個性のある計画づくりを進めるとともに、国・県・広域圏などの上位計画と整合性を図ります。

4 計画の基本的な考え方

(1)計画の視点

①自立の視点

少子高齢化による人口構造の変化、高度情報化、地球環境問題の深刻化などマクロ的な視点から、多様化する市民の価値観・ライフスタイルなどのミクロ的な視点に至る新たな潮流を的確に把握し、地域の実情に即した市民ニーズに適切に対応できる自立型の計画づくりを目指します。

②市民と地域の視点

市民ニーズ、地域ニーズなどの現状を把握し、分野別の課題や地域の課題を的確に抽出いたします。

これらの課題の解決に向けた計画づくりに努めるとともに、新市が有する自然、歴史、産業などの地域特性を生かし、また尊重しながら魅力あるまちを創造する計画づくりを目指します。

③地域内分権の視点

地方自治の本旨である「自己決定・自己責任」の考えのもと、自主的で自立的、効率的な行政システムづくりや行政と市民のパートナーシップによる開かれた市政運営を図り、地域内分権を進める計画づくりを目指します。

④行財政改革の視点

分権型社会の進展に対応し、個別化・多様化する市民ニーズに応えるため、行財政システムや事務処理の効率化が求められるなか、行財政改革の一層の推進と行財政基盤の強化を図る計画づくりを目指します。

(2)計画策定の進め方

①分かりやすい計画づくり

まちの将来像やまちづくり方針などを分かりやすく表現するとともに、まちの将来像を実現するため、限られた財源を有効活用できるよう優先分野や施策を明確にするとともに、目標値や成果指標を設定します。

②情報を提供する計画づくり

市民と行政によりまちの将来像を共有し、実現するためのシナリオ（基本構想）と手段（基本計画）を策定し、市民と行政の役割分担を明確に示します。

また、策定の段階で、作業内容や計画内容を広報誌やホームページなどで積極的に情報提供し、広く市民の声を聞き、策定の過程において柔軟な反映方法を心がけます。

(3)市民参加の手法

- ①一般市民アンケート（市内に居住する16歳以上の市民、2,500人）
- ②子どもアンケート（市内の小中学校児童生徒、約4,100人）
- ③「まちづくりの将来像」キャッチフレーズの公募
- ④意見公募（パブリックコメント）の実施
- ⑤中学校生徒の絵画作品「未来予想図」（仮題）の募集

5 計画策定体制

(1)審議組織体制

総合計画審議会

市の付属機関として、市長の諮問に応じて計画策定について審議する「三豊市総合計画審議会」を設置します。諮問は、総合計画の基本構想と基本計画とし、答申を受け平成20年第3回議会定例会に上程いたします。

審議会には、市民参画の観点から委員の公募を行います。

(2)府内組織体制

①策定本部

策定本部は、本部長を市長、副本部長を副市長、教育長及び部長級職員等を本部員として組織します。「策定会議」で取りまとめた、基本構想原案及び基本計画原案等を審議する府内の最終決定機関とします。

②策定会議

策定会議は、支所長会と永康病院事務長及び市行政組織における幹事課・水道局監理課・教育委員会教育総務課の課長で組織し、会議の取りまとめは企画課長が務めるものとします。「専門チーム」で基本目標毎に調整された施策、事務事業に基づき、基本構想原案及び基本計画原案等の取りまとめを行います。

③専門チーム

市行政組織における各部及び永康病院・水道局・教育委員会等による専門チームを設置し、各部・局・会等毎に施策、事務事業の調査、分析を行います。

なお、重点項目については、庁内をクロスファンクションしたプロジェクトチームを編成します。

6 計画の推進

(1)情報の共有

計画の策定後、本計画を円滑かつ効果的に推進するため、本計画の概要版や市ホームページを活用して、市民と情報を共有することに努めます。

(2)計画の進行管理・評価

3年間のローリング方式による実施計画策定の際に、重点事業や個別の主要施策、主要事業の進捗状況の把握に努め、事務事業評価の仕組みづくりを進めるとともに達成度の明確化に努めます。